伏見宮家の源氏物語享受
―貞成親王・邦高親王を中心に―

上野　英子

ここ数年の間、稿者は本誌において紅梅文庫旧蔵源氏物語（以下、紅梅本と略）を切り口に、室町時代の源氏学、就中三条西家における本文と注釈の研究を展開し、併せて紅梅本の影印を順次紹介してきた（1）。因みに紅梅本の祖本は三条西実隆の〈文明本〉であり、親本は伏見宮家が作成した〈上臈局本〉である。これらの関係や研究上の意義・見通しについては何度も触れてきたことなので、ここでは繰り返さない。今回は紅梅本からやや離れて、紅梅本の親本である〈上臈局本〉を作成した伏見宮家について考察する。というのも、本文研究会のメンバーである中城さと子氏のご教示により、熊本大学教育学部所蔵源氏物語（以下、熊大本と略）（2）もまた、紅梅本と同じく〈上臈局本〉の転写本であることが判明したからである（3）。伏見宮家では〈上臈局本〉以外に紅梅本と熊大本と、都合三部もの源氏本を作成していたのだろうか。果たしてそのようなことがあり得るのだろうか。こうした疑問から、本稿では伏見宮家における源氏享受のありようについて、先ずはその実態を確認しておこうと思う。

（一）　貞成親王の場合

【目録からみた伏見宮家の蔵書】

伏見宮家は持明院統の嫡流で、北朝第三代崇光天皇の第一皇子栄仁親王を初代とする。するとその起こりは、栄仁親王が伏見御料に戻られて、以後伏見殿と称された応永十六年（一四〇九）頃に設定できるかもしれない。では発足当初、同家の蔵書規模は一体どの程度だったのだろう。

飯倉晴武氏によれば、崇光天皇に相続されていた持明院統の文庫は、永仁親王へと譲渡されたという。そして嫡男で二代目当主となられた治仁王の頓死をうけて、弟の貞成親王が第三代当主に就任すると、同文庫もそのまま貞成親王へと受け継がれたという(4)。その間の所蔵文書は「仙洞御文書目録」（『群書類従』雑部）から窺うことができる。文和三～四年（一三五五～六）に中原盛氏・同　清種・阿部資為らによってまとめられたこの目録によれば、櫃数はおよそ百七十七合程度、かなりの規模である。書名の多くは歴代宸筆・朝儀式関係・史書・諸家記録・漢籍・仏典・所領文書等々多岐にわたっている。皇室の重宝ともいえる古記録を多数継承されたようで、一方、国書関係はといえば和歌か管弦関係の資料が大半で、物語類で具体的な書名は全く見つけられなかった。「雑」のなかに一括されていたためだろうか。ともあれ、伏見宮家の蔵書で何より誇るべきは、歴代宸筆群と楽道関連資料だったようである。

応永八年（一四〇一）に伏見宮御所が炎上し、こうした文書や諸記録類・楽器等の多くを焼失したものの(5)、その後、貞成親王が作成した「即成院預置文書目録」（応永二十四年作成。二十九年、三十一年改正）、「法安寺預置文書目録」（応永二十七年作成。三十二年改正）、「大光明寺預置記録目録」（応永三十二年作成）等をみると、例えば応永二十九年（一四二二）の時点では櫃の数だけでも百五十五合あったようである(6)。回祿の災いを恐れて蔵書を諸所に預け置

いたようだが、自邸に留め置いたであろう分も含めると、依然としてかなりの規模であったろうことが窺われるのである。とはいうものの、これらの預け置き目録のなかにも物語関連の書名は見当たらない。預け置くまでもないということなのだろうか。

そして物語関連資料がまとめられたのは応永二十七年（一四二〇）十一月のことで、貞成親王が作成された「物語目録」（一四九番）には次のような書名が記されている(7)。

諸物語目録

一神代物語一帖〔小冊子〕　一熊野物語一帖〔小双子〕　一續地蔵験記二帖〔上下〕　一地蔵物語三帖〔同物語〕
一諸寺観音霊記一帖　一泊瀬観音験記二帖　一石山縁起絵記（詞）一巻　一善光寺縁起一巻
一観喜天物語一帖　一幻中草打盡一帖　一十王讃嘆一帖　一法語一帖
一智興内供絵詞一帖　一三愚一賢一帖〔葉室右□／光俊入道□／菊亭本〕　一五常内義抄一帖〔菊弟（ママ）本〕
一宝物集一帖〔第一〕　一宇治大納言物語四帖〔第一第二／第三又一帖〕　一髭切物語一巻
一酒天（ママ）童子物語一帖　一堀江物語一帖〔上下〕　一玉藻物語一帖　一磯松丸物語一帖
一一口物語一帖　一保元物語二帖〔上下〕　一平治物語二帖〔上下／椎野本〕　一平家物語二帖
一九郎判官物語一巻　一承久物語一巻〔中〕　一太平記三帖〔第三第四／第五〕
一太平記一巻〔第九半／書残之〕　一梅松論一帖　一堺記一帖　一古事談一帖
一水鏡三帖〔重有朝臣本〕　一十寸鑑三帖〔上中下〕　一同帖一帖〔第四五〕
一賤男日記一帖〔具氏（中院）宰相／中将記〕　一同帖又一帖　一准后南都下向事一帖〔重有朝／臣本〕
一散ぬ桜一帖〔上下〕

以上

応永廿七年十一月十三日取目録畢

以下この目録について、気のついたこと四点を挙げておく。

第一は、伏見宮家では同一書名の作品を複数部、所有していた点である。たとえば「宇治大納言物語　四帖〔第一第二／第三又一帖〕」とあるのは、第三冊目のみ二部あったということだろうし、「太平記」の場合、「三帖〔第三第四／第五〕」「一巻〔第九半／書残之〕」とあるのは、冊子形態の太平記が三帖、巻子形態の太平記が一巻あり、しかも後者には「第九半書残之」とあるので、巻子本・冊子本共に端本だったと解釈できよう。揃い本を得られぬまま端本を集めた結果だろう。また「賤男日記」の場合は「一帖〔具氏(中院)宰相／中将記〕」とあるものと、単に「一帖」とあるものとが併記されている。これなどは完本が二部あったとみることが出来るかも知れない。

第二は、「十寸鑑」（ますかがみ）についてである。目録では「三帖〔上中下〕」と「一帖〔第四五〕」の二部あったとしている。分冊の仕方が「上中下」「第四五」と異なっていることから、三帖本と一帖本とは系統が異なっていた可能性もある。そして注目すべきは十二年後の永享四年（一四三二）、貞成親王が架蔵の『増鏡』について次のように記している点である。

六月十七日　抑自禁裏被仰下真寸鏡、此間書写畢。三帖〔上中下〕、又一帖〔第四五七〕今日進上。万代可伝之間、不顧悪筆自書進了。（『看聞御記』）(8)

伏見宮家の『増鏡』は万代に伝えるべき写本と認定され、禁裏の御文庫に加えらるべく要請があったためだろう。貞成親王は仰せにより、架蔵の『増鏡』二部（一部は上中下の三帖揃本、一部は巻第四・五・七を収めた一冊本）を悪筆を顧

みず自ら書写し、後花園天皇に進上したとある。なお「物語目録」の時点では「一帖〔第四五〕」とあったものが、ここでは「一帖〔第四五七〕」と増えている。いずれかの誤写か、十二年の間に「第七」が加わったものと思われる。

ところが貞成親王はそのあと更にもう一部、複本を作成されていた。現存する尊経閣文庫所蔵の後崇光院（貞成親王）自筆『増鏡』二〇冊がそうである。冊数から見て、応永二十七年の目録に記録されたものでも、永享四年に献呈されたものでも無いことは明らかである。なおこの尊経閣文庫本については、鈴木登美恵氏の興味深い指摘がある。それに拠れば、所謂古本系統の本文のなかに巻五・巻七など別本系の本文が並列的に存在しており、また片面行数や傍訓の不統一からみて、全冊同時期の書写では無く、時日を隔てて書写した冊を取り合わせたか、もしくは祖本自体が取り合わせ本だったろうというのである（9）。おそらく貞成親王は献上本を書写する傍ら、架蔵本二種を取り合わせて自ら複本作りも行っていたということなのだろう。貴重な資料の場合、伏見宮家では複本作りを行っていたという事例である。

第三は、当時の伏見宮家が所蔵していた物語類は、その多くが寺社縁起や絵詞・法語といった仏教関連物語類、保元・平治・平家・承久記や太平記といった軍記物語類、増鏡や水鏡といった歴史物語、宝物集や宇治大納言物語といった説話集類だったことである。作り物語らしきものといえば、玉藻物語や九郎判官物語といった室町期の物語ばかりで、なぜか伊勢物語や源氏物語をはじめとする王朝物語は見えない（10）。これは伏見宮家の嗜好と関連していたのだろうか。

なお、保元・平治・増鑑・承久記の借用について、『看聞御記』巻九の紙背文書に次のような某氏宛て書状がある。該当箇所のみ引用する。

保元平治の物語の御双子□よし仰下され候、面白存候。便宜にいたされ候はゝ、かしこまり入候へく候。

ますかゝみ、とくつかはしたく□て、さいそく候へとも、いまた返し候はて、つかはし候はす候。別当、わたくし□見たく候と申候て申いたし候つる。心うつくしくしひま候はて、つほねに候をりはかり、ちとつゝ見候程に、いまた見はて候はぬ。いまちと見はて□は□、いそき返し候へきよし申候程に、□□にもさいそくし候はす候。返し候はゝ、いそきつかはし候へく候。**いま一帖**候よし仰下され候。いかさまゑらみ候て、便宜に進上し候へく候。又**承久の物**語の事、一条なとたつね候て候はゝ、進上し候へく候。(11)

これを意訳すれば、およそ次のようになろうか。

(『保元物語』『平治物語』の御本についてご教示いただき、興味深く感じました。格別のお計らいをいただきましたら、恐縮に存じます。『増鏡』は直ぐにでもお渡ししたいところですが、現在の借り手に催促いたしましたが、未だに返却されておりません。別当が自分も『増鏡』を読みたいと、次のように言い出しております。「十分時間ができて控室におります時に、少しずつ拝読しておりますが、未だ読み終わりません。もう少しお時間をいただき、読み終わりましたら急ぎお返しいたします。」このように申しておりますので、強いて返却の催促はしておりません。戻って参りましたら、急ぎお届けいたします。当方に『増鏡』がもう一冊ある由、ご教示くださいました。是非とも取り出しまして、都合の良い時にお届けいたします。又『承久物語』につきましても、一条なども照会してまいりましたので、お送りいたします。)

伏見宮家の交流圏では歴史や軍記物語に人気があり、廻し読みを行っていたことがわかる。また私に施した傍線部から、貞成親王は架蔵本『増鏡』がもう一帖別にあるとの情報を、相手側から得ていたことも窺われる。どうやらこの書状は、架蔵本『増鏡』二部を内裏に書写献上した永享四年以前のものらしい。ともあれ、人気のある作品はこのように借覧希望も多かったことから、複本作りは紛失対策でもあったものと思われる。

第四は、「物語目録」に記された「散ぬ桜〔上下〕」についてである。『実隆公記』の文明七年（一四七五）と明応六年（一四九七）に、次のような記述がある。(12)

文明七年（一四七五）

十一月一日　子刻許有召、参東向之中間、物語双紙可読申之由也〔号ちらぬ桜、大塔宮鍾愛之女、彼宮一期之間之事等書之。世間之感□誠以可哀者也。上下催感涙了　世中はちらぬ桜と成にけり有てはて憂身を歎つゝ奥有此歌。仍号之者也〕百余丁読之終功。深更退出、候寝殿。

明応六年（一四九七）

五月廿六日　自禁裏仰宰相息女、被書御草子〔ちらぬ桜、銘トハスカタリ〕。件御草子出現所持来也。則令進上了。

八月廿二日　及晩参内、依当番也。於議定所数刻御雑談、仮字草子〔とはすかたり〕校合事被仰之。仍於殿上、与園宰相相読合了。

私に施した波線部のように、「ちらぬ桜」とは「大塔宮鍾愛之女」が「宮」（護良親王か）の事跡について著した作品で、当時はかなり人気があったらしい。五月廿六日条に拠れば、禁裏からの仰せによって「宰相息女」（姉小路基綱女、済子か）が書写を命じられ、完成したので、この日進上させたとある。女性のなかにも、こうした禁裏本の書写を担当させられた人がいたということだろう。なお実隆は「ちらぬ桜」の別称として「トハスカタリ」と記している。だが内容が異なるので、この場合は、我々が馴染んでいる鎌倉時代の日記文学『とはずがたり』とは別の本と思われる。

【源氏物語と貞成親王】

応永二十七年（一四二〇）「物語目録」の時点において、源氏物語及び源氏関連の書名は皆無だったことが判った。

しかしそれは貞成親王に「物語」と認定されなかったからのようで、『看聞御記』によれば、伏見宮家にはそれ以前から、いくつかの源氏物語関連資料が保管されていたことが窺われるのである。

例えば、応永二十四年（一四一七）の時点では伏見院宸筆「仮名源氏詞」一巻があり、「帥中納言」（三条公雅か）が伏見院宸筆を所望したため、それを遣わしたとある(13)。思うにこれは、現行の宮内庁書陵部所蔵『上代様仮名手本（後撰・源氏、伝伏見天皇宸筆）』（伏六五二）のことだろう。源氏物語夕顔巻を抜粋し、上代様に透写した文献である。

また応永二十五年（一四一八）の時点でも、「室町殿」（足利義持）の求めにより架蔵の「源氏目録」を書写して贈ったとの記事が見える(14)。「目録」とは巻名次第のことだろう。なおこの「源氏目録」の進呈については、興味深い経緯があった。きっかけは貞成親王が「水無瀬三位入道」の懇望に押し切られて、「仙洞上臈」のために、源氏物語の橋姫・夢浮橋を書写したことにあった。親王としては誰のための写本なのか不確かなまま、懇情に負けて引き受けたのだが、それが「室町殿」（足利義持）の逆鱗に触れ、結果、伏見宮家の「源氏目録」を書写して提出する羽目に陥ったようである。

どうにも脈絡のつかみにくい話だが、後日談によると、この「仙洞上臈」は、後小松院にお仕えしながら「木寺宮」（承道親王か）と密通、それが露見したため、宮は「失生涯」（社会的立場を追われたの意味か）、彼女も籠居させられたのだった。その後帰参を許されたものの、今度は「室町殿」（足利義持）のお手が付いたらしい。また彼女が義持に義持直筆の「源氏目録」をおねだりしていたこともあり、義持は一つには「源氏目録」の手本を得るため、ひとつには貞成との仲を疑ったふりをして彼女をからかうために激怒してみせ、今回の騒動となったようである。事情が判明した後、貞成は「履薄氷時節、仰天之外無他。源氏書写後悔千万也」（応永二十五年十月廿日）と嘆息しているが、宜なるかなである(15)。

ともあれ、この事件の発端となった『看聞御記』の記事を確認してみる。

応永二十五年（一四一八）五月十九日

抑水無瀬三位入道、源氏二帖〔橋姫・夢浮橋〕料紙〔表紙金襴／結構也〕進之。予書写所望申。悪筆不思寄之間、則返遣了。双子結構。主不審。若三条大納言〔水無瀬聟／君也〕仙洞上臈〔三条相国息女〕、此人々就所縁所望申歟。彌不思寄之間、返遣了。

「水無瀬三位入道」を水無瀬具隆だとすると、彼の孫娘は当時権大納言だった三条公量（同年十一月に公光と改名。その後、更に公冬と改名）に入室していた。公量に姉妹が居たかどうかは不明だが、もし公量に姉妹がいて、それが「仙洞上臈」だとしたならば、彼女は貞成親王の推測通り、所縁によって水無瀬具隆に仲介を求め、書写を依頼してきたことになる。しかもこの時、仲介者の具隆は底本（金襴表紙で料紙も贅沢な、橋姫と夢浮橋の二帖）も持参してきたようである(16)。底本の所有者は不明。なぜ橋姫と夢浮橋だったかも不明。これがもし寄合書きで新しい源氏写本を作成する企画があってのことならば、すべての事情が判明した際に貞成親王がその旨を書き残していたはずである。だが日記をみる限り、そうした記述は全く無い。よって「仙洞上臈」は個人的に、この二帖の写本が欲しかったものと判断しておく。

それにしても、女性が、新たに源氏の写本を作りたいと思った場合、仲介者を介して分冊単位で依頼することが多かったのだろうか。例えば細川高国室も、絵合・須磨・薄雲の三帖の書写を三条西家に依頼している(17)。なるほど分冊単位の方が、発注側にも書写側にも負担が少なく、そういう意味では一般的だったのかもしれないが。そう考えると、彼女が源氏目録まで欲しがったのは、巻単位で入手するため、物語の全体像を把握し今後の集書計画を立てるためだったのかとも想像させられる。

【源氏読みと源氏物語注釈】

物語の中では王朝物語よりは軍記や歴史・説話などが好みかと思われた貞成親王だったが、源氏物語を読もうという試みもなされてはいた。前述した「仙洞上臈」源氏本騒ぎのあった翌年、すなわち応永二十六年から翌年にかけてのことである。次に『看聞御記』の当該記事を引いてみる。

応永二十六年（一四一九）

五月六日　抑源氏無才学之間、自桐壺次第読之。女中・長資朝臣張行也。重有朝臣読之。毎日読之間、駄餉等可為順事云々。

同廿日　行豊朝臣参。源氏本悉不所持之間、行豊朝臣所持之本少々借用。此間連日読之。其次第不能記之。

同廿三日　源氏乙女読之。行豊朝臣、寿蔵主聴聞。有盃酌。其後蹴鞠。

六月十二日　源氏野分御幸等読之。

応永二十七年（一四二〇）

三月三十日　重有朝臣源氏槇柱読之。自去年読懸未終之間、又読之。聊有盃酌。

発起は五月六日。源氏物語について知識が無いため、皆で桐壺から順次読んでいこうとしたらしい。宮家の女性陣や近臣「長資朝臣」（田向長資）の提案によるもので、初日は「重有朝臣」（庭田重有）が読みあげた。後述するように重有は、こののち貞成親王に架蔵の源氏注釈書を進上した人物でもあったことから、近臣中では一番の源氏通だったのだろう。

注目すべきは廿日の記事である。六日以降、彼らがどの巻まで読み進めたかは不明だが、廿日にいたって読むべき巻のテキストがなくなってしまったらしく、そのため「行豊朝臣」（田向経兼息で、世尊寺行能猶子）所持本を暫く借

用し、その間は連日、同本で読んだとある。「源氏本悉不所持之間」とある所をみるに、どうやら伏見宮家には源氏物語が無かったようで(18)、それ以前は重有の所持本で読んでいたのではあるまいか。こうしてこの年は「野分行幸等」(藤袴も含むか)までで中断し、翌年「槇柱」を読んだとあるが、以後の記録は見当たらない。全巻読破されたかは不明である(19)。

それにしても、貞成親王は源氏物語をどのように位置付けていたのだろうか。『椿葉記』に次のような文言がある。

抑(又)和歌の道ハ、むかしより代々の聖王ことにもてあそひまし〳〵て、万葉集以来八代集、ちかき代までも勅撰ありつるに、この一両代中絶し侍、道の零落無念なる事なり、たゝし室町殿(足利義教)歌道の御数寄ありけなれ(ママ)ハ、当代いかにも撰集再興のさたハありぬへし、和歌に師なし、古歌をもて師とするといへり、しかれハ、万葉・古今以来代々の集、この道先達の口伝・秘抄、源氏・狭衣なとやうの物をよく御らんせられて、花をもてあそひ、月にめつるおもひ、四季折節に付たる風情ハ、日夜朝暮に叡心に懸けられて御たしなみあるへき御事なり(20)

自筆本とされているこの書には、永享五年(一四二九)二月の奥書がある。貞成親王の御実子で、称光天皇の崩御を受けて践祚なさった後花園天皇に奏上されたもので、右の引用文は「和歌の道」を説いたくだりである。これを見る限り、親王の源氏物語観は極めて一般的なもので、歌詠みのための基礎的教養をえて、歌心を養うための読書だったようである。

さてかゝる源氏読みと並行して、貞成親王は源氏物語の注釈書も写されていた。現行の宮内庁書陵部蔵伏見宮家旧蔵の貞成親王宸筆『源氏物語注釈』一巻(図書寮文庫二〇九・伏五〇五)がそうである。古い具注暦(応永二十二〜三年分)

の裏に書写されたもので、全て親王の一筆。具注暦の裏ということから、伏見宮家の蔵書に加えるというよりは自身の手控え用だったらしい。書写奥書に

応永廿六年六月三日書写畢　以重有朝臣所持之本
写之了　僻事不審事等多之　然而如本先写了　尋
証本可校合者也

とあることから、応永二十六年（一四一九）当時四十七歳だった親王が、庭田重有所蔵の注釈書を借りて書写したものである。どんな内容の注釈書だったのか、しばらく分析してみよう。

内容は大きく二つに分かれる。説明の順序が逆になってしまうが、後半からはじめよう。これは「源氏或抄物云」という内題のもと、桐壺から夢浮橋まで巻名毎に問題となる本文を掲げて注を記したもので、夙に伊井春樹氏が伊行『源氏釈』の一伝本（第一次本の中でも更に古い形態を保持する一類本に属する）と認定され、翻刻も紹介された資料である(21)。例えば桐壺の冒頭は次のようにある。

きりつほ
月の影はかりそやえむくらにもさはらすさし入たるとある所は
八えむくらしけれるやとのさひしきに人こそみえね秋はきにけり
といふふる事の心也
きりつほの更衣の母北の方命なかさのほとのつらさも松の思はむ事もはつかしとある所は
いかにしてありときかれし高砂の松の思はむ事もはつかしといふふる歌の心也

項目として挙げられたのは引歌や典拠のある箇所が大半だが、絵合・紅梅・夢浮橋の三帖は巻名のみを掲げており、

それぞれ「絵あはせ　たとへ事なし」「こうはいには物の心みえす」「夢のうきはし　たとへ事なし」としている。『源氏釈』現存諸本中、該書と項目が完全に一致するものは無く、そのことは各項目の見出しの文章においても同様である。とはいえ、見出しの文章は、注記に必要な部分は物語本文から抜き出し、場面を説明する場合は前後の状況を自分の言葉で要約したものが多いこと。また「‥とある所は」という見出しの文章に対して、「‥の心也」で解説を締め括る結構があらかた統一がとれていること。更に既述した如く、重有自身も源氏の揃本を所持していなかったらしいこと。これらを勘案するに、この注釈は重有がまとめたというよりは既存の注釈書の写しかとも思われた。なお注の内容で、後述する該書前半部にみられる項目注と重複するものは見当たらない。

かかる後半部とは対照的に、前半部は未整理な聞書をそのまま転写したものという印象を受けた。こちらはまだ翻刻紹介はなされていないようであるから、便宜上、三つのパートに細分して説明していく。

まず第一のパートは所謂「総論」に相当する部分で、該書の場合、巻名目録と準拠からなっている。すなわち五十四帖の巻名を列挙したあと、「此外」として「さくら人」以下十一帖の巻名を掲げ「この十一帖はな□（損傷〈へ〉か）で用いぬとなり」と注記。次は「物語ノおこり」として、例の石山寺伝説（上東門院から新作物語を命じられた式部が、石山寺に籠もって源氏物語の着想を得たという話）を紹介し、次に光源氏の準拠として、業平中将や源高明を挙げている。

第二のパートから具体的な注釈部分となるわけだが、普通ならば、後半「源氏或抄物云」がそうであった如く、先ず巻名を挙げ、その後に同巻に関する諸注が縷縷配列されていくのだろうが、該書の場合は違っている。巻名毎にまとめることなく、

「／きりつほにおたきといふ所にとあるは‥」

「／おなし巻にこま人といふは‥」
「／おなし巻にしけいさといふは‥」
「／はゝ木ゝといふは‥」

等と、一項目毎に鈎点を付して巻名を掲げ、物語本文中の事物を記して解説を施す形式で、こうした項目注が羅列されているのである。問題は、これらの項目注に巻名の無いものが含まれていること、そして項目注の並び順が時折乱れている点である。例えば夕顔巻の項目注を羅列したくだりに、本来は賢木巻にあるはずの「／とのひ物のふくろの事」や、葵巻に入るべき「／ねのこもちゐのこと」が入っていたり、末摘花巻の項目注が続いているなかに、突然「／絵合の巻にとしかけははけしき浪風になとある」が入ったりと言った具合である。貞成親王が奥書で「僻事不審事等多之」としたのは、こうした点だったのだろう。これらは講釈受講時に付箋等に書き写していたであろう項目注（聞書）を、整理不十分なまま列記したためかと思われる。

とはいえ、中には興味深い次のような項目もある(22)。

／末摘巻にふるきのかはとかけるは黒貂と彼青表紙にあり　但建礼門院(ママ)の源氏の御絵の花園左大臣有仁公にゝ、伊通公なと詞かゝせ給へるにわ(ママ)黄皮也　不審　或白貂歟黒貂歟云々

「建礼門院の源氏の御絵」「花園左大臣有仁公」という記述が『長秋記』元永二年十一月二十七日条の記事に合致するため(23)、右の注は俗に「隆能源氏」とも称されている『源氏物語絵巻』に言及したもののようである。そしてこの注が何を問題としているかといえば、「ふるきのかは」の意味ではなく、その皮は黄色(白)か黒色かという点である。現在『源氏物語絵巻』の末摘花巻は散逸してしまったが、おそらく末摘花巻では源氏が朝方の雪明かりで初めて彼女の姿を目にする場面が描かれており、彼女が黄色か白色に彩色された皮衣を着用している様子が描かれていたか、あるいは詞

書にそのような文字が記されていたのだろう。そのため「黒貂」とする青表紙本と対立しているとして、「不審」としたものと読み取れるようである。

なお右の項目注では「ふるきのかはきぬ」について青表紙には「黒貂」とあったと指摘していた。この点を検証してみるに、大島本付裁の第一次奥入には当該項目が無いが、『定家自筆本奥入』（第二次）では「ふるき　貂（ふるき）といふけものゝ、のかはのきぬ也」と記しており、これは『源氏釈』と殆ど同文である。だがそこに「黒貂」の文字は見えない。あるいは青表紙本の物語本文中に振漢字として加わっていたものであろうか。なお定家自筆本を所有していた長慶天皇の『仙源抄』によれば、「貂〔フルキ／和名〕西記云舞人帰路着黒貂皮衣　又云狐也　定家説」とある。長慶天皇架蔵の定家自筆本には、奥入か書入れ注かは不明だが、確かに「黒貂」という注記はなされていたようである。

貞成親王当時、青表紙本は民間では既に「正本今は世に絶たる歟」とされており(24)、一方『源氏物語絵巻』は、時代こそ遡るが、鎌倉六代将軍宗尊親王（在位一二五二～六六）の頃、将軍家に伝えられていた二〇巻本を借用したと解釈できる記録が残されている（『源氏物語秘義抄』）(25)。するとこの項目注は、朝廷や柳営のなかでも、青表紙正本や『源氏物語絵巻』を実際に披見することのできたごく限られた人々のなかでこそ発生し得たものであり、それがこのように継承されてきたということなのだろう。

第三のパートは、『紫明抄』からの引用部分である。すなわち「○紫明抄〔若紫〕」「末摘花」「花宴」「葵」といった具合に、まず巻名が記され、それぞれの巻名毎に注の項目がまとめられていく。注の項目・見出しの文章・注の内容、いずれも『紫明抄』からの忠実な転写とはいい難く、分量も僅かではある。とはいえ、この部分は明らかに河内学派の注を継承したものである。

以上、貞成親王が転写した庭田重有本を分析してみた。応永二十六年といえば『河海抄』も既に成立していた時期に

あたるのだが、重有周辺ではまだ享受されておらず、僅かに『紫明抄』の一部が採り入れられ、大半は『源氏釈』の古態に源氏の秘説を取り混ぜての聞書注だったようである。五十四帖以外の巻名も列挙されたが、「用いぬ也」とあるように、五十四帖説が固まった頃の享受だろう。テキストについても僅かに「青表紙」という固有名詞が見えるものの、伝本の種類や優劣については殆ど記述が無く、関心が薄かったようである。

【禁裏本源氏物語を預かる】

応永二十六年の時点では源氏の揃い本を所持していなかった伏見宮家だが、永享五年頃より朝廷所蔵の源氏物語二合（源氏の揃本で、「結構本」）を預かることがあった。以下、『看聞御記』の関連記事である。

永享五年（一四三三）

七月二十四日　自内裏源氏二合〔五十四帖／結構本也〕被預下。火事御用心云々。

八月十九日　内裏被預下源氏二合、御葛一合慥返献。仙洞申出平鞘御剣二返進、付四辻進之。早速返進被悦思食。向後所用之時可申之由、被仰下。自内裏鴈一被下。抑山訴無為落居。人々室町殿参賀云々。

永享六年（一四三四）

八月十八日　自内裏源氏二合〔一部〕被預下。畏悦也。今夜四条京極炎上云々。

嘉吉三年（一四四三）

八月二十三日　一条殿以茂成朝臣被申。源氏有校合事。禁裏御本申出之処、他所ニ被預置也。一本伏見殿ニ被預申之由、被仰下。校合之為申出度之由、被申。禁裏御本預置了。被伺申之上者、不可有子細。可進之由返事申了。此御本兼拝見了。殊勝御本也。勝定院旧院へ被進之由、茂成朝臣ニ被語之由申。

禁裏本が預け置かれるに至った契機は、永享五年に比叡山延暦寺の強訴を足利義教がはねつけた、所謂（永享の山門騒動）で世の中が騒然としたためだったらしく、預かり本を返献した八月十九日の記事に「抑山訴無為落居。人々室町殿参賀云々」とあるのは、この騒動が小康状態となったことを意味している。ところが永享六年になるとまたもや対立が激化し、八月十八日、禁裏本「源氏二合〔一部〕」が再び伏見宮家に預け置かれた。「二合」で五十四帖のようであるから、揃い本を預かったものと思われるが、但し今回はその後に「〔一部〕」という注記がある。これは同じ源氏の写本が二部あって、その内の一部を伏見宮家が預かったものと解しておく。なおこの日の記事に「畏悦也」とある。預けられたことがよほど嬉しかったようである。

そして歳月が流れて、嘉吉三年の記事に拠れば、「一条殿」（兼良四十二歳か。当時、前摂政）が「茂成朝臣」（貞成親王近臣の和気茂成か）を介して、伏見宮家が預かっていた禁裏本源氏物語を校合のため借用させて欲しいと申し出てきたようである。茂成の説明に拠れば、当初禁裏に申し込んだところ、当該本は他所に預け置いた状態であること、そのうちの一本は伏見宮家に預けてあるとの返答があり、それを承けての今回の申し出となったようである。

それにしてもこの源氏本、かつては貞成親王自身も一覧して「殊勝御本也」と評価していた写本だったが、禁裏で複本が作成されたのみならず、それらが別々に預け置かれている。かかる周到さからみて、よほどの典籍であったらしい。元々は「勝定院」（足利義持）より「旧院」（後小松天皇）に進呈された源氏物語だったというのだが、もしかしたらこれが耕雲本だったのではあるまいか。耕雲が将軍義持の命をうけて耕雲本を作成したのが、応永年間（一三九四～一四二八）。義持の薨去が一四二八年であるから、「勝定院旧院へ被進之」の出来事はそれ以前ということになる。また耕雲本の原本を転写した清水谷実秋は一四二〇年、飛鳥井雅縁は一四二八年の卒去だから、〈禁裏第一次本〉の成立は、少なくとも一四二〇年以前ということになる。この〈禁裏第一次本〉は寛正年間（一四六〇～六五）に甘露寺親長が

借り出して書写し、親長本を徳大寺実淳が転写したのち、〈禁裏第一次本〉と親長本とは焼失してしまうことになるのだが、永享五年から嘉吉三年にかけて、〈禁裏第一次本〉か耕雲本原本のいずれかが、伏見宮家に預け置かれたということなのではあるまいか。

ともあれ、伏見宮家では少なくとも十年もの長きにわたって、貴重な禁裏本源氏を預かっていたことになるわけだが、その間、貞成親王がそれを転写していた形跡はない。無論、宮家といえども禁裏からの預かり本を勝手に開封できるわけではなく(26)、ましてや許可無く転写できるものでも無かっただろうが、後花園天皇は貞成親王の第一子である。願い出ればいくらでも転写の許可はおりたことだろう。それでも無かったわけだから、貞成親王時代の伏見宮家は源氏物語の写本作りに関してはかなり淡泊だったといえるのではあるまいか。また禁裏では複本が二部作成されることもあったという事実を、伏見宮家でも認識していたろうことは、この件からも押さえておいてよいだろう。

（二）邦高親王の場合

邦高親王は第五代伏見宮家当主。三条西実隆とほぼ同世代で、実隆同様、少年時代に応仁の乱を経験している。祖父とは異なり『看聞御記』のような記録こそ残さなかったものの、その文化活動のさまは『実隆公記』を初めとする周辺資料を通じて垣間見ることができる。それによれば伏見宮邸では和歌や連歌の会はもとより、講師を招いての和漢の講釈も盛んに催されていたようである。源氏物語の写本に関して言えば、伏見宮家では次のような奥書を有する源氏物語の写本が作られた。文中「侍従大納言実―卿」とは当時侍従職にあった三条西実隆のこと、「李部王」とは式部卿だった邦高親王のことである。以後、この奥書をもとに論を進めていく。

【上臈局本の作成をめぐって】

此物語五十四帖以侍従大納言実一卿
自筆本上臈局〔法雲院／左大臣女〕手自被書
写者也深秘不可遣他所而已
明応四年六月一日
李部王　判

明応四年（一四九五）、伏見宮家では「上臈局」なる女性が、三条西実隆の源氏物語を全冊手づから書写完成させていた。現在は散逸してしまったが、本稿ではこの本を〈上臈局本〉と仮称しておく。さてこの女性は「法雲院左大臣」（今出川教季）の息女で、文明十二年（一四八〇）に邦高親王に入室し、翌年姫宮を出産(27)、七年前の長享二年（一四八八）には伏見宮家待望の嫡子（貞敦親王）を出産していた。なお彼女の召名は、永正六年（一五〇九）に貞敦親王に三条香子（三条実香女）が入室したことを契機に、「南御方」と変わっていくため、紛らわしいので本稿では教季女と呼ぶことにする(28)。

陽明文庫所蔵後柏原天皇等筆源氏物語（以後、後柏原本と略。存五十二冊。寄合書きで五冊が後柏原天皇宸筆という）の初音巻と幻巻には「伏見殿南御方」という筆者札が添付されている。伏見宮家には南御方と呼ばれる女性が何人かいたが、後柏原天皇と同時代で、猶かつ宸筆も交えたかかる寄合書きに参加できた程の女性となると、やはり今出川教季女だろうと思われる。そこで文芸資料研究所の客員研究員として稿者との共同研究をお願いしている齊藤鉄也氏に同書の仮名字母の出現率を調査していただいたところ、興味深いことに、邦高親王の字母遣いに酷似しているそうである。すなわち邦高親王が伝承筆者とされている高松宮家本（耕雲本）の蓬生巻や、「伏見殿」とされている書陵部蔵三

条西家本夢浮橋巻などの仮名字母出現傾向に極めて近いというのである。陽明文庫本の筆者札が誤ったか、あるいは、教季女は時に邦高親王に代わって書写を代行していたこともあったということか。いずれとも決し難い。

ではこの〈上臈局本〉の作成は、教季女の発意による全く個人的なものだったのだろうか。特定の巻だけではなく源氏物語全巻であったこと。そのためにはおよそ二六五六枚にも及ぶ料紙を調達せねばならなかったこと。底本の選定、実隆への借用依頼や謝礼。何度にもわたったであろう写本の搬出入。経師への種々の指図と労銀等々を勘案するに、これは一つの大きな事業であって、個人ではなく伏見宮家としての写本づくりだったように思われるのである。そしてそのことは、邦高親王が〈上臈局本〉に自ら奥書を認め、あまつさえ文末には「深秘不可遣他所而已」と厳重に保管するよう念を押していること、実隆が〈上臈局本〉のために題簽を揮毫していること(29)等からも窺われよう。よって明応四年の源氏本作りは、源氏物語の写本が手薄だった伏見宮家が、邦高親王の代になって自主的に実施したところの、一大写本作りとして位置づけておきたい。更に言うならば、教季女にとって、こうした書写は今回が初めてではなかったろうと推測する。如何に本人が希望したとは言え、邦高親王が、全くの素人一人に実隆から借りた源氏本五十四帖の書写を任せたとは思われないし、実際その転写本である紅梅本等をみても、本文の誤脱などは極めて少ないからである。

【なぜ実隆本だったのか】

では、このときなぜ実隆本が選ばれたのだろう。時間を約三十四年ほど巻き戻してみよう。寛正二年（一四六一）、応仁の乱以前の出来事となるが、一条兼良が宮中で源氏講釈を行って評判を呼んだことがあった。この時聴聞してい

た甘露寺親長は、兼良の読んだ本文が自分の写した禁裏本耕雲本と寸分違わなかったと証言している(30)。兼良自身は「源氏の本一様ならず。人のこのむ所にしたがふべし」(『花鳥余情』)として、テキストの種類にはさして拘泥しなかったようだが、当時は耕雲本がもてはやされたようである。

そして時は巡って、延徳二年(一四九〇)から三年にかけて、今度は実隆が宮中で宇治十帖を読むように命じられた。当時の実隆本(稿者はその成立時期により〈文明本〉と仮称している)は青表紙本系で、実隆は宗祇の前で予行演習を行い初日に臨んだようである(31)。そして十一日かけて宇治十帖を読み終えると、今度は桐壺巻から全巻を通して読むようにとの勅が下り、辞退したものの、再三の仰せにより、止むなく桐壺巻を文字読みばかり行ったとある(延徳三年九月二十三日・十月二十四日条)。どうやら実隆の青表紙本と源氏読みは、後土御門天皇をはじめとする当時の朝廷で注目を集めたとみてよいだろう。その噂は邦高親王の耳にも届いていたのではあるまいか。

加えて、邦高親王が実隆の源氏解釈とテキストに関心を寄せるようになった理由は、他にもあったように思う。三年前に遡るが、長享元年(一四八七)閏十一月、邦高親王は自邸で宗祇に伊勢物語を講釈させていたからである。連歌師が、宮家で、集まった貴族たちを相手に、六回にわたり、連歌ならぬ王朝物語の講釈を行ったのである。階級社会にあって、これは画期的な出来事だったのではあるまいか。初日の日、実隆の日記には

今日於伏見殿伊勢物語講釈、宗祇法師申之〔去年時分頻被仰之間、予種々申含斟酌、再往空打過了。重而懇切申合、今日参入者也〕。午後参候。源大納言、菊第大納言、□□、大蔵卿〔朝衣自禁裏退出之次、参云々〕、予、重治朝臣、通世朝臣、□□□□・・・候。事了退出。

とある。これによれば邦高親王は前年から、宗祇を講師に迎えるべく実隆に仲介役を依頼していた。宗祇と実隆とは同好の士とみられていたようである(32)。とはいえ邦高親王の希望はなかなか実現せず、それがこの日になって漸く

叶ったわけである。「予種々申含斟酌」「重而懇切申合」といった文言から、固辞する宗祇を実隆がかなり熱心に説得していたことが窺われよう。この会はやがて東宮の隣席も仰ぐようになり、時には「談義之躰殊勝之由、□園御褒美」（閏十一月六日条）とあるなど、大成功裏に終わったようである。

それにしても、宗祇の伊勢物語講釈の一体どこが、それほど魅力的だったのか。この問題について青木賜鶴子氏の興味深い指摘がある。それによれば、宗祇とその薫陶を受けた三条西家の伊勢物語解釈の特色は、一口でいえば、好色否定と教訓性にあったというのである。物語に表面的に書かれた事柄をよめば、業平は紛れもなく色好みである。誰が見てもそうとしかいいようがない。だが本文の奥に秘められた心を読みとろうとした結果、業平は女を憐憫する慈悲深い人物へと変貌する。宗祇や三条西家の読みは、物語の深奥を儒教的倫理観の上に立って解釈し直した、その新奇さにあったというのである(33)。

かかる傾向は源氏物語の解釈にも共通するものがある。一例を挙げれば、空蟬を無類の貞女とし、源氏が初めて忍び込んだ時も実事は無かったのだとする三条西家の解釈や(34)、宗祇の『雨夜談抄』のごとく、雨夜の品定めのくだりに以後に登場してくる具体的な女性を一人一人想定し、教訓性を交えて読み取っていくような方法などは、まさにそうだろう。更に公条が『明星抄』で縷々理論武装した源氏物語の本意、すなわちこの物語は一見好色の本のようだが、実は「人をして仁義五常の道に引き入れ、終には中道実相の妙理を悟らしめて、世出世の善根を成就する」ために作成されたものであり、光源氏は〈虚〉だが、そこに書き表されたものはすべて〈実〉であって、いうなれば「荘子が寓言」のようなものであること。そして作者は「史記の筆法」を真似て著述したために、この物語に描かれた事柄にはすべて準拠がある云々といった捉え方と通底するものがあるからである。

深遠な仏教哲理や儒教倫理の観点から我が国における王朝文学を読み直してみたら、新たな発見がいくつもあった、

好色主体の華麗な作り話だと思っていた作品に、我々の実人生と、ものの見事に切り結んでいくような鋭い指摘や教訓性が数多く見いだせた。王朝文学は将来の見えない不安定な社会にあって、我々に生き方の指針を示唆してくれるものである。邦高親王は、実隆・宗祇グループのこうした新解釈に魅力を感じ、どうせなら、そういう実隆の源氏本文（青表紙本）を書写したいと思い、〈上臈局本〉の作成に至ったものと思われる(35)。

【上臈局本の複本】

現在はかかる〈上臈局本〉も、また祖本となった実隆の〈文明本〉も共に散逸してしまったのだが、〈上臈局本〉の複本とみられる二本（紅梅本・熊大本）が現存する。この二本を原本ではなく複本と判断したのは、以下の三つの理由からである。なお熊大本に関する詳細は、中城さと子氏の報告書を参照されたい(36)。

一、熊大本奥書には署名のあとに「判」とあるだけで、邦高親王の花押が略されている。

二、紅梅本奥書には「本云」の肩付きがあり、また花押も略され「判」とのみある。

三、紅梅本・熊大本共に、伝今出川教季女筆本の仮名字母の使い方とは異なっている。

四、紅梅本・熊大本共に、本文がよく似ている。

（三）（四）は齊藤鉄也氏の調査結果を承けたものである。補足しておこう。まず（三）だが、後柏原本の「初音」「幻」は、添付されている筆者札に「伏見殿南御方」とある。これを教季女と仮定した場合、仮名字母の出現率からみて紅梅本・熊大本共に字母遣いとは距離があり、この三本が同一人物による書写とは判定できないとのことであった。また（四）についてはNgramによる統計調査から、紅梅本と熊大本は本文の傾向が非常に良く似ており、同一グループ内に収まることが判明した。

こうして〈上臈局本〉の複本と判断した紅梅本と熊大本だが、書影からうける印象は、まず紅梅本は江戸期に後補された総角巻を除き、全冊一筆で、各冊とも注意深く写された感がある。一方熊大本の方は紅梅本とよく似た筆跡の巻もあるが、別筆かと疑われるほどかなり印象の異なった巻もある。後者の諸巻は文字が横広がりで、注意深く記されたと言うよりはスピード感のある書きぶりである。猶この点について、前掲中城論文によれば、書写態度は異なるが共に同一筆者によるもので、書写態度の相違は書写時期の相違によるものだろうとされている。一方、齊藤氏が調査なさった仮名字母表記の出現率から出された結果は以下のようなものだった。

a　仮名字母の出現率からみて、「紅梅本と熊大本は同筆の可能性がある距離でグループは構成しない」。つまり同一筆者とは認めがたい。

b　紅梅本は横笛巻のみ、実隆の字母遣いに酷似し、「同筆の可能性がある距離に存在する」(37)。

aは言い換えれば、紅梅本は紅梅本で同一筆者の可能性があり、熊大本は熊大本で同一筆者の可能性があり、紅梅本と熊大本の書写者は同一人物では無いということのようで、筆跡から見た分析とは真逆の結果がでたわけである。

bの指摘については、次のような解釈が可能かも知れない。すなわち、紅梅本の書写者は、横笛巻のみ何らかの事情があって、祖本である実隆本から直接に書写したという想定である。どんな事情があったのか定かではないが、例えば稿者は次のような情景を幻視してみた。すなわち実隆から借り出した〈文明本〉を上臈局が次々と書写していった傍ら、彼女に近侍していた人物が複本作りのため、できあがった〈上臈局本〉から順次転写していったところ、横笛巻だけは実隆本から直接書写することになったという想定である。

幻視はどうあれ、少なくともこの指摘を得てはっきりしたことが一つある。それは、実隆の字母遣いとは全く異なる本(熊大本横笛巻)を写したはずの写本が、実隆の字母に近づくことなどありえないことから、熊大本横笛巻を紅梅

本が転写した可能性は消去されたということである。

更に云うならば、横笛の字母遣いを基に解釈すると、この転写者は紅梅本では底本（横笛巻は実隆本、他の巻は〈上臈局本〉）を字母に至るまで注意深く書写していたが、熊大本を書写する場合はそうでは無かったという可能性である。そう解釈すると、ａの指摘に起因する矛盾も一応は解決するようである(38)。

なお紅梅本にはその後独自に、幾つかの書入れが施されていったのだが、熊大本にそうした書入れは見られず、熊大本に残っている合点や書入れは、いずれも紅梅本と共通するため、これら両本に共通する書入れは〈上臈局本〉あるいは祖本となった実隆の〈文明本〉からの継承であった可能性がある。よって、もし仮に紅梅本から熊大本が転写されたとしたならば、その時期は紅梅本に独自の書入れが施される以前、という条件が加わるだろう。

紅梅本と熊大本の成立時期はいつ頃か。上限を明応四年（一四九五）とすれば、熊大本の場合、最大下限は一一二年後の慶長十二年（一六〇七）になる。というのも、同本には島津家の家臣新納忠元による次のような識語が付されているからである。

源氏物語御尋問之折節
幸随分之本所持仕之間
家久様進上申以訖
慶長十二年正月吉日
新納武蔵入道為舟

これによれば、熊大本はもともと「為舟」（新納忠元）が所有していたが、主君「家久様」（薩摩藩初代藩主島津忠恒。

慶長十一年に徳川家康から偏諱を受け「家久」と改名）が源氏物語に関心を示され、幸い所持していた源氏写本が「随分之本」であったため、これを献上したもののようである。当時忠元は老齢で、この四年後に八十五歳で鬼籍に入るのだが、もともと文武両道の誉れ高く、和睦の酒席で細川幽斎と即興の歌をよみあったという逸話の持ち主でもある。熊大本には後代独自に加えられた書入れは無く、欠けた巻もない。いずれかの時点で九州に渡り、そのまま保管されてきた写本だったようである。

一方紅梅本には前述した通り、若干の付箋や後代書入れがあり、蓬生・若菜上・総角を欠く。うち総角巻については元禄十三年（一七〇〇）に「権中納言隆真」（油小路中納言隆真か）の補写を得た（総角書写奥書）。思うに、永らく京都に留め置かれ、所蔵者によってある程度勉強されたようである。

熊大本と紅梅本はともに底本を同じくし、また同一人物が（書写態度こそ大きく異なるものの）関与しているらしく、両本の成立時期はさほど乖離したものでも無かったように思う。だがこの複本作りが伏見宮家で行われたのか、それとも他所でなされたのかは、依然として曖昧である。仮に前者だとしても、一体何のために原本以外に二本もの複本を作成したのか。貞成親王時代に『増鏡』の複本を作ったように、また禁裏において源氏の複本が二本作成されたように、状況的にはそうした可能性も皆無では無かったことは判明したものの、それだけでは判断材料があまりに乏しい。後考を俟ちたい。

注

（1）拙稿「ふたつの定家本源氏物語と三条西家本―付、実隆文明本の転写本としての紅梅文庫旧蔵本紹介―」（「年報」三十六号）「紅梅文庫旧蔵本源氏物語（写本五十二帖）について―いま、なぜ、紅梅文庫本なのか（付、桐壺・帚木影印）―」（同三十八号）

「いま、なぜ、三条西家本なのか―付、紅梅文庫旧蔵本源氏物語「空蟬」影印―」（同三十九号）「紅梅文庫旧蔵本源氏物語「若紫」巻解説・影印―付、新出定家四半本「若紫」と三条西家本との位相に関する考察―」（同四十号）参照。

（2）写本五十四帖。明応四年李部王の本奥書・慶長一二年新納為舟識語。損傷のため現在は閲覧禁止だが、国文学研究資料館の新日本古典籍総合データベースにモノクロ画像が公開されている。https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100137183/

（3）詳細は、中城さと子「上臈局本『源氏物語』写しの二本をめぐって」（科研費報告書（代表者上野英子）『新出資料紅梅文庫旧蔵本を中心とした三条西家源氏物語本文の再構築に関する研究・報告書』（二〇二二年　四月刊行予定）。

（4）飯倉晴武「伏見宮本の変遷―書陵部での整理と書名決定―」（『禁裏公家文庫研究』第三所収）。

（5）『椿葉記』（丙本）によれば「同八年七月四日の夜、御所廻禄しぬ、累代の御記・文書・楽器とも、大略中半過ハ焼失ぬ、あさましとも申はかりなし」とある。（『図書寮叢刊　看聞日記　別冊』二二頁）

（6）なお『看聞御記』応永二十四年八月二十八日の条に拠れば、貞成親王が即成院に赴き預け置いた文書や櫃などを確認したところ、以前は一六一合あったものが一五九合になっていて「二合不見、不審也」と首をかしげている。

（7）「即成院預置文書目録」「法安寺預置文書目録」「大光明寺預置記録目録」「物語目録」は『図書寮叢刊　看聞日記紙背文書・別記』（昭和四十年　養徳社）所収。通番号一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・二一九・二二〇・二二一参照。

（8）『看聞御記』は群書類従本より引用した。なお引用に際しては必要とみられる箇所のみを抜粋し、抜粋記事の前後に「（略）」等の記号は付けなかった。また引用文中の傍線や波線、句読点はすべて稿者による。以下同様。

（9）鈴木登美恵「『増鏡』の本文異同をめぐって―後崇光院本の検討から―」（「中世文学」三〇号、一九八五年）

（10）『看聞御記』には保元・平治・平家等の架蔵の諸本とともに「うつほ物語」を禁裏の叡覧のため見参に入れたという記録も見える（永享三年八月二八日条）が、この「うつほ物語」は鳴滝寺が造営費用捻出のために架蔵の名品を沽却した二二帖のことと思われる（永享四年七月四日条）。

（11）『看聞御記紙背文書・巻九』所収、二一一番「某書状」（昭和四十年図書寮叢刊　看聞日記紙背文書・別記所収）二四四頁。

（12）『実隆公記』の引用は、高橋隆三編『実隆公記』（一九五八～六七年　続群書類従完成会）に拠った。引用に際しては、当該記事のみを抜粋し、前後に「（略）」等の記号は伏さなかった。引用文中の傍線・波線・句読点等は稿者。更に和歌の草仮名は平仮名に改めた。以下同様。

(13)『看聞御記』応永二十四年十月十日条に「師中納言、伏見院宸筆被所望。詩歌(正筆)〔懐紙二枚〕、写本〔仮名源氏詞〕一巻遣之」とある。

(14)『看聞御記』応永二十五年十月二十一日条に「広橋へ源氏目録早旦遣之…」とある。室町殿に収めるために、近臣の広橋を使いとしたのだろう。

(15)この一連の事件については、『看聞御記』応永二十五年五月十九日・二十六日、六月二十四日、八月九日・十二日・十九日、十月二十日・二十一日・二十二日・二十三日を参照のこと。

(16)伏見宮家の本を転写して欲しいというわけで無かったことは、当初貞成親王が依頼を断った際に、橋姫・夢浮橋の二帖も返却していることから明らかである。

(17)『実隆公記』大永三年九月二六日条に「細川室源氏本〔絵合・須磨西室、薄雲帥〕三帖今日校合、遣宗不了(ママ)」とある。「宗不」は「宗甫」の誤りか。

(18)応永二十七年十一月の時点でまとめられた「物語目録」に源氏物語の書名が見えないのも、そのためだろう。同目録には端本であっても所有している物語の書名は掲示されていた。よって当時は源氏の端本ですら所有していなかったということになる。

(19)なお『看聞御記』永享七年(一四三五)六月八日条に「次源氏桐壺、源宰相読一帖読了。」とあるが、次々に披露された余興の一つであって。応永年間の源氏読みとは無関係と判断した。

(20)引用は『図書寮叢刊　看聞日記別冊』(令和三年　宮内庁書陵部)によった。但し句読点・傍線は稿者。

(21)伊井春樹「源氏釈の形態」「宮内庁書陵部蔵「源氏物語注釈」所収『源氏或物抄』(源氏釈)」(昭和四十九年　武蔵野書院『源氏物語と和歌　研究と資料―古代文学論叢第四輯―』所収)。

(22)徳川義宣「源氏物語絵巻解説」(平成六年　貴重本刊行会『折本日本古典絵巻館　特別配本　国宝源氏物語絵巻』)の中でも簡単に指摘されている。

(23)『長秋記』(史料大成本)によれば「参中宮御方、以中将君被仰云、源氏絵間紙可調進、申承由、又上皇仰云、書画可進者、同申承由」とあり、ここでいう「中宮御方」が建礼門院、「中将君」が当日中納言に昇進した源有仁と解される。

(24)貞成親王は正徹とほぼ同世代だが、正徹の和歌の師であった今川了俊が応永一五年(一四〇八)に「抑青表紙本といふ正本

今は世に絶たる歟」（『師説自見抄』）と記している。

（25）『源氏物語古注釈叢刊』所収本によれば、末尾近くの陳状部分に「又絵に画かむとすれば、世の常ならぬ姿、目に遠き色あり。道〳〵の源、ただ沙弥の振る舞ひを尽くして、縮めて二十巻とす。思は則ち紀の局・長門の局の筆、詞は又法性寺の殿下・花園左府なんどの手本なり。この本伝はりて将軍家にあり。申し出だして色紙形に写せり」（句読点・漢字表記稿者）とある。稲賀敬二「『源氏秘義抄』付載の仮名陳状」（『国語と国文学』昭和三十九年六月）に詳論がある。

（26）「預置き」についてだが、例えば本稿の冒頭で触れた伏見宮家が諸寺に預け置いた典籍目録の場合、閲覧する度に貞成親王によって開封時や点数等が追記されている。数が合わず首をかしげている記述もあるが、原則として預主のみが開封できたものと判断しておく。一条殿へ貸出したのは、内裏の方から預け先を開示したということで、既に勅許は得ていると判断したためだろう。

（27）『実隆公記』文明十二年八月十二日条に「式部卿宮上臈〈右府息／去年八月参入〉姫宮降誕云々」とある。

（28）伏見宮家では香子が上臈局と呼ばれるようになり、教季女自身は、既に延徳三年（一四九一）十二月四日に他界していた庭田盈子（当主の母儀、庭田重有女）の後を承けて「南御方」と呼ばれたようである。

（29）『実隆公記』によれば、「伏見殿上臈源氏本五十四帖銘、今日染筆」（明応四年六月二十八日条）とある。〈上臈局本〉の完成と同じ六月の出来事である。

（30）高松宮家本源氏物語（耕雲本）桐壺巻の本奥書に、寛正二年藤原（甘露寺）親長の書写・校合奥書のあと、「同十一月七日禁裏御講尺也〔一条太閤／兼良公〕持参此本一字無相違」と添えられている。

（31）延徳二年十一月四日条に「宗祇法師来、令読橋姫巻。昨日此事所望了。不及講釈只文字読計也」とあり、初日にあたる十一月七日には「午後参内。入夜於御学問所、宇治橋姫巻一帖読申之」とある。

（32）宗祇が弟子肖柏と共に、およそ一年半にわたって源氏之講釈をおこなっていたこと（文明十七年閏三月二十八日～翌年六月十八日）。実隆亭にて宗祇による伊勢物語講釈があり、仲間の貴族達も参加していたこと（文明十七年六月一日）。実隆が宗祇を誘って徳大寺亭にて帚木講釈をさせ、貴族達もこれを聴聞していたこと（同年六月二十三日）。春宮が新しい源氏写本を作成する際、実隆が宗祇法師本にて校合を行うよう進言していたこと（文明十八年十月一日）等、実隆は積極的に宗祇の古典学を貴族仲間に紹介していたようである。

(33) 青木賜鶴子「室町後期伊勢物語注釈の方法―宗祇・三条西流を中心に―」（一九八四年「中古文学」三四号）。

(34) 例えば三条西公条に学んだ『覚勝院抄』（穂久邇文庫本）帚木巻には「三大　実儀ない由也。とりあへぬの詞面白いと也。此実儀有無、説々有。たとい此時実儀あるにしても、此以後源氏にあひ申さぬ所にて貞女無比類也」（七九丁オ）等とある。

(35) 実隆と邦高親王の結びつきはその後も続いていく。例えば長享二年（一四八八）三月二十五日、当時源氏系図を作成中だった実隆の依頼をうけて架蔵の源氏系図を貸与し、同六月十日には実隆から完成した源氏系図を進呈されている。同年は一条冬良の主導によってなされた新しい耕雲本（徳大寺実淳書写本）の転写事業が行われたのだが、実隆は松風巻、親王は蓬生巻の分担書写者となっていたようである（高松宮家本河内本源氏物語夢浮橋巻奥書、および添付の古筆了意「折紙」による）。また永正六年（一五〇九）には「陶三郎（興就か）」発注による源氏物語色紙に実隆の斡旋により邦高親王も揮毫する等、関係性は続くようである。

(36) 前掲（注3）参照。

(37) 横笛巻については齊藤鉄也「仮名字母の出現傾向から見た紅梅文庫旧蔵本『源氏物語』の位置付け（2）」（二〇二一年三月「年報」四十号）参照。

(38) その場合、陽明文庫本「初音」「幻」に見られる筆者付箋「伏見殿南御方」は、統計結果が示す如く「伏見宮邦高親王」の誤りということになる。

【付記】本研究はJSPS科研費JP19K13063の助成を受けた成果の一部です。